

報道関係者 各位

平成27年5月19日(火)

【照会先】

秋田労働局職業安定部

部長 森岡 巨博

職業安定課長 津川 光也

地方労働市場情報官 福田 英一

電話018-883-0007

## 平成27年度「秋田労働局雇用施策実施方針」を策定

--- 秋田県の施策と連携して、  
新規学卒者等の就職支援、Aターン就職の促進等 に取り組めます！ ---

秋田労働局（局長 小林 泰樹）では、平成27年度の秋田労働局及び県内各公共職業安定所（ハローワーク）における雇用関連施策の実施に当たっての方針（平成27年度「秋田労働局雇用施策実施方針」）を策定しました。

秋田県知事の意見を踏まえて、地域のニーズや課題を把握するとともに、秋田県が実施する産業振興・雇用施策、福祉施策、教育施策等と連携して諸施策を実施してまいります。

### 主な雇用施策

- (1) 雇用の確保・創出対策、セーフティネットの構築  
「秋田労働局」と「秋田県」との連携  
◇雇用の確保等の対策 ◇雇用の創出に向けた対応 ◇離職者等対策
- (2) 新規学卒者等の就職支援  
・・・目標 新規高卒者県内就職割合 70.0%以上・・・  
◇求人確保 ◇就職支援 ◇未就職者対策
- (3) Aターン就職の促進  
・・・目標 Aターン就職者数 1,400人・・・  
◇Aターン受入れ企業の開拓とAターン登録者の推進
- (4) 障害者の就職促進  
・・・目標 障害者雇用率 全国平均以上・・・  
◇秋田県障害者雇用支援プロジェクトチームによる啓発強化

〈添付〉 ・平成27年度雇用施策実施方針概要図  
・平成27年度秋田労働局雇用施策実施方針

# 平成27年度 秋田労働局雇用施策実施方針概要

秋田労働局  
職業安定部

## 最近の雇用情勢

県内の雇用失業情勢は、  
「改善の動きが続いている」  
(27年3月)

有効求人倍率(27年3月)  
**0.97倍(前月0.99)季調値**  
・有効求職者数 22,218人  
(前年同月比 5.7%減少)  
・有効求人数 22,412人  
(前年同月比 9.1%増加)

高卒県内就職割合(27年3月末)  
**66.8%(前年同月 63.3%)**  
・県内就職希望者 1,606人  
(前年同月比 +5.4%)  
・県内就職内定者 1,587人(同+5.3%)  
・県内就職内定率 98.8%(同-0.1P)

## 重点施策



秋 田 県

県の雇用対策と連携した雇用施策の実施



秋田労働局  
(ハローワーク)

### ◆情報の共有◆

- ・各種情報の迅速な収集と共有化
- ・支援事業における関係機関との連携
- ・各種雇用関連情報の企業等への提供
- ・各種経費助成や低金利融資の実施
- ・緊急雇用創出等臨時基金対策事業による雇用・就業機会の創出
- ・県立技術専門校における職業訓練の実施
- ・生活保護受給者等に対する自立支援の実施
- ・「こころの健康相談」の実施
- ・出張カウンセリングの実施

### 雇用の確保・創出対策、セーフティネットの構築

#### ○雇用の確保・創出

#### ○セーフティネットの構築

- ・労働関連情報の早期収集と共有化
- ・関係機関と連携した助成・支援制度の周知と創業等の支援
- ・広範な労働力確保、労働機会確保へ向けた情報発信
- ・人手不足分野における人材確保支援の強化
- ・女性の再就職、活躍への支援
- ・地方創生に向けた取組みへの協力
- ・「労働移動支援助成金」「雇用調整助成金」等の周知と活用
- ・関係機関と連携したアシストハローワークの実施
- ・雇用保険制度による各種支援と求職者支援訓練による就職と生活支援
- ・「働き方改革」の推進による労働環境向上への取組み
- ・生活保護受給者の就職促進、生活困窮者への援助
- ・「しごと・ストレスチェック相談」の県との連携実施

### ◆連携した取組◆

### ○求人確保 ○就職支援 ○未就職者対策

#### 新規学卒者等の就職支援

- ・県内他圏域への就職拡大の取組
- ・職場見学の実施による職業観の醸成
- ・若年雇用推進員による支援の実施
- ・キャリアアドバイザー・就職支援員等によるキャリア教育等の支援
- ・若者職場定着支援事業の実施
- ・カウンセリング等の実施

#### ◆秋田新卒者等就職・採用応援本部

目標

新規高卒者県内就職割合 70%以上  
就職内定率(高校・大学等)  
前年の内定率以上

- ・秋田新卒応援ハローワークや各ハローワークによる求人開拓、支援の実施
- ・学卒ジョブサポーターによるきめ細かい就職支援、求人開拓、定着支援
- ・「若者応援宣言企業」の普及拡大、情報発信の強化による中小企業とのマッチング推進
- ・大学生等への就職支援、県内就職の推進
- ・「青少年雇用機会確保指針」の周知と未就職者の就職支援の実施
- ・「就職後」を見据えた職業意識の形成支援

- <共同実施事項> ◆ 求人開拓 ◆ 早期求人提出・採用枠拡大要請 ◆ 合同就職面接会の開催  
◆ 各機関との連携による各種支援と「若者応援企業」の周知・広報

- ・Aターンプラザ秋田による就職支援
- ・リクエスト制度の効果的な活用
- ・県内定住関連情報の提供
- ・Aターン促進専門員等による支援

あきたへ、あなたも、あしたから!

#### Aターン就職の促進

目標

Aターン就職者数 1,400人

- ・求人、企業情報の提供
- ・Aターン就職相談会の共同開催
- ・Aターン相談窓口の開設



- <共同実施事項> ◆ 就職面接会の開催 ◆ Aターン受入企業開拓 ◆ Aターン登録者推進

- ・職場実習を支援する事業の推進
- ・職場実習、職業訓練、職場適応訓練の活用促進
- ・雇用労働アドバイザーによる啓発等
- ・地域拠点整備に向けた取組み
- ・県知事による、事業所・障害者の表彰

#### 障害者の就職促進

#### ◆秋田県障害者雇用支援プロジェクトチーム

目標

障害者雇用率 全国平均以上

- ・雇用率未達成企業への厳正な指導
- ・きめ細かな就職支援や職業能力開発
- ・各種制度活用や「チーム支援」による就職促進と職場定着の促進
- ・発達障害者の理解・雇用促進
- ・税制上の優遇措置の活用促進

- <共同実施事項> ◆ 秋田県障害者雇用支援プロジェクトチームによる啓発強化

# 平成27年度秋田労働局雇用施策実施方針



平成27年4月



厚生労働省  
秋田労働局

# 平成27年度 秋田労働局雇用施策実施方針

## 目次

第1	趣旨	1
第2	平成27年度の主な雇用施策	
1	雇用の確保・創出対策、 セーフティネットの構築	1
2	新規学卒者等の就職支援	5
3	Aターン就職の促進	7
4	障害者の就職促進	8

## 第1 趣旨

この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づき、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を秋田県知事の意見を聞いて定めたものであり、当該施策と秋田県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関係の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

秋田労働局では、地域の状況を踏まえて、地方自治体と連携することにより、以下の施策を効果的・一体的に実施する。

## 第2 平成27年度的主要雇用施策

### 1 雇用の確保・創出対策、セーフティネットの構築

本県の雇用失業情勢は、歴史的な円高による影響を受けながらも、政権交代後の金融・経済対策の効果や平成26年4月の消費増税前の駆け込み需要もあって有効求人倍率は上昇し、消費増税後も懸念された反動減の影響が顕在化することなく回復を続け現在に至っている。

有効求人倍率は、平成26年6月以降は0.9倍台で推移し、平成27年1月には1.03倍となり平成3年11月以来、23年ぶりに1.0倍を上回ることとなった。

しかしながら背景に目を向けると、求職者数の減少や人手不足分野における大量求人が求人倍率の上昇をもたらしており、職種別の需給のアンバランスも解消されていないことから、回復に力強さがあるとまでは言えず、実感としては数値以上に厳しいものがある。

また、人口減少が全国で最も早く進む本県において求められる地方創生の取組みについても連携、協力した展開が求められている。

(1) 雇用の確保・創出等の対策

内容： 経済事情や経営環境の変化に速やかに対応するため、県および関係自治体の労働担当部署との緊密な連携を図りながら、情報の収集と共有化を図り、県設置の「秋田県企業活性化・雇用緊急対策本部」等とも連携しながら一層の雇用機会の確保、創出を図る。

労働分野の動向に関する情報提供や必要な助言等の支援を県、関係自治体、企業等に行うことにより、地域に適した各種対策を速やか、かつ効果的に実行する。



**労働局が実施する業務**

- ・ 県をはじめとする関係機関と連携のうえ、県内の労働関連情報の早期収集と共有化を図る
- ・ 地域の創意工夫を活かした雇用創造を推進する「戦略産業雇用創造プロジェクト」並びに「実践型地域雇用創造事業」を活用し、県及び関係団体等と連携して創業等を支援する
- ・ 県および関係機関との連携による助成金説明会の実施等により、地域雇用開発助成金などの国の助成制度と県や市町村、関係団体の助成・支援制度を併せて周知し、創業や事業の拡大を支援して雇用の創出を図る
- ・ 求人情報等の労働関連情報を県域を越えた隣接地域等へ発信し、広範な労働力や労働機会の確保を図る
- ・ 建設・介護・看護等の人手不足分野における人材確保支援のため、雇用管理改善による職場定着の促進、求人情報の充実や面接機会の提供等による支援の強化を図る
- ・ マザーズコーナーを中心として、自治体等関係機関との連携を図りながら、子育て女性等の再就職と活躍を支援する
- ・ 県が実施する地方創生への取組みへの連携、協力を行う



**県が実施する業務**

- ・ 各種雇用関連情報の企業等への提供
- ・ 初期投資や人材育成、雇用奨励等の各種助成や低金利融資の実施
- ・ 緊急雇用創出等臨時対策基金事業による雇用・就業機会の創出
- ・ 定住関連情報の提供

## (2) セーフティネットの構築

内容： 現下の雇用情勢に対応して労働者の雇用と生活の安定を図るため、関係機関との連携による重層的セーフティネットを構築し、離職者のくらしを支え、再就職を支援する。



### 労働局が実施する業務

- ・「労働移動支援助成金」等により労働者の早期再就職の促進を図るとともに、「雇用調整助成金」により雇用の維持を図るなど、各種助成制度等の周知と活用を図る
- ・企業の雇用維持努力によっても解雇等が回避できない場合は、関係機関と連携したアシストハローワークの実施等の支援を行う
- ・離職者が生活の安定を図りつつ安心して求職活動に専念できるよう雇用保険制度による各種支援を行う
- ・雇用保険を受給できない者に対して、求職者支援訓練の受講あっせんにより職業能力開発を推進するとともに、一定の要件に該当する場合は、生活保障として訓練受講中に職業訓練受講給付金の支給を行いながら、受講修了後の就職に向けて積極的な支援を行う
- ・正社員就職を促進するために「キャリアアップ助成金」等の活用を推進する
- ・福祉事務所等との密接な連携の下、巡回相談、きめ細やかな就職支援、求職者支援制度による職業訓練、定着に向けたフォローアップ等を実施し、生活保護受給者等の就職促進や生活困窮者の自立促進を図る
- ・県内事業場における法定労働条件の履行確保はもとより、長時間労働の削減や年次有給休暇取得の促進に向けた働き方改革を推進し、仕事と生活の調和や雇用の質の向上に向けた気運の醸成を図る
- ・民間人材ビジネスや地方自治体に対するハローワークの保有する求人情報の提供により、地域の労働市場全体におけるマッチング機能の強化を図る
- ・「しごと・ストレスチェック相談」を県の「こころの健康相談」と連携して実施する



### 県が実施する業務

- ・ 県内企業に関する各種情報の迅速な収集と共有化
- ・ アシストハローワーク等の各種支援事業における関係機関との連携
- ・ 県立技術専門校における職業訓練の実施
- ・ 福祉事務所等との密接な連携の下、生活保護受給者等の生活困窮者に対する自立支援の実施
- ・ 「こころの健康相談」の実施
- ・ 出張カウンセリングの実施





## 2 新規学卒者等の就職支援

少子高齢化が進む秋田県においては、地域の将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できる社会の実現と、県内産業を支える人材の確保・育成を図っていくことが重要となっている。

### [目標設定]

新規高卒者の県内就職割合	70.0 %以上
高校生・大学生等の就職内定率	前年の内定率以上



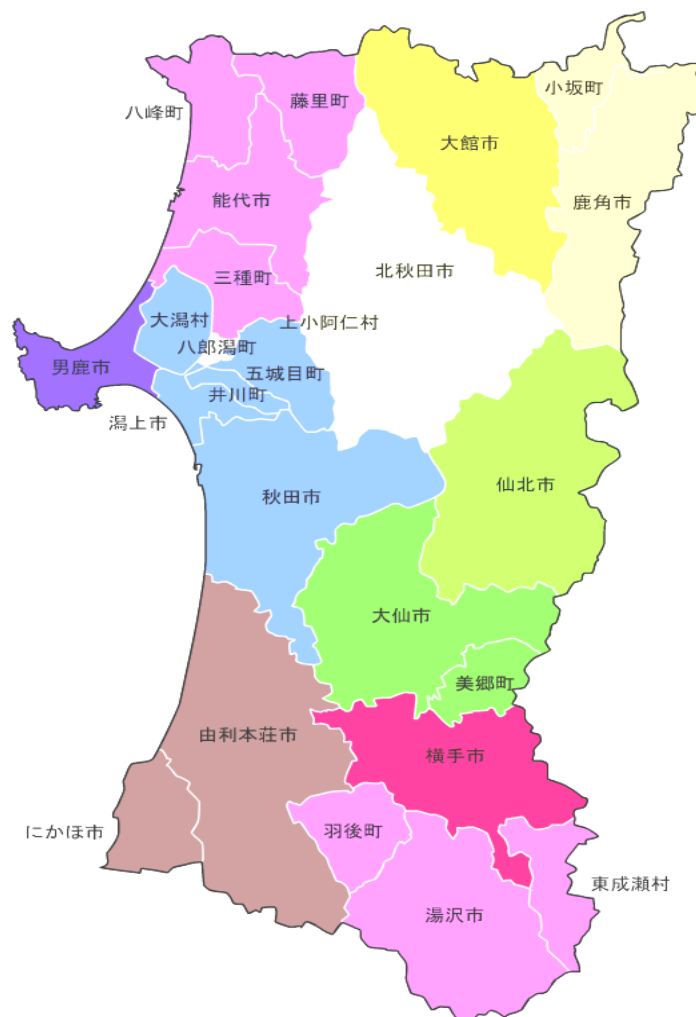
### 労働局が実施する業務

- ・自治体、教育庁と合同で経済団体等への学卒求人の早期提出・採用枠拡大要請を行うほか、県市町村広報への掲載等による各種広報活動を実施し、早期の求人確保に努める
- ・積極的な求人開拓により、求人の早期確保に努めるとともに、ジョブサポーター等の担当者制による学校訪問及び学生・生徒との個別相談、個別の求人開拓を行い、就職まで一貫したきめ細かな就職支援を実施する。併せて、就職後における悩み等の相談、定期的連絡等を内容とした職場定着支援を強化する
- ・中小企業とのマッチングを推進するため、若者の採用・育成に積極的な「若者応援宣言企業」の普及拡大や情報発信の強化を図り、新規学校卒業予定者の県内就職を促進する
- ・大学生等への積極的な就職支援の推進並びに県内就職を促進するため、秋田新卒応援ハローワークの窓口利用の周知を図るとともに、大学等へのジョブサポーターの相談窓口の設置、出張相談を実施する
- ・合同就職面接会を全県及び地域レベルで開催するほか、学校、ハローワーク等を会場としたミニ面接会を積極的に開催する
- ・未就職卒業者の就職支援のため、「卒業後少なくとも3年間は新卒扱いで応募できるようにすること」を内容とした「青少年雇用機会確保指針」の事業主への周知に努める
- ・中、高、大学生等への「キャリア探索プログラム」や「新社会人準備講座」、高校生への「就職ガイダンス」、「ジュニア・インターンシップ」等各種セミナーなどを実施し、就職後を見据えた職業意識の形成支援を図る



## 県が実施する業務

- ・ 事業主団体等に対する求人の早期提出、採用枠拡大の要請
- ・ 県内の他圏域、隣接他県からの就職拡大に向けた事業の取り組み
- ・ 県内企業に係る情報収集、職業観の醸成等のための職場見学の実施
- ・ 若年雇用推進員による若年者への雇用支援
- ・ キャリアアドバイザー、就職支援員によるキャリア教育等の支援
- ・ 合同就職説明会、就職面接会の開催
- ・ 事業主及び若年者に対する「若者応援宣言企業」の周知・広報
- ・ 若年労働者の職場定着促進に向けた若者職場定着支援事業の実施
- ・ カウンセリング等の実施によるキャリア形成支援
- ・ 秋田県就活情報サイト「こっちゃけ」による情報提供



### 3 Aターン就職の促進

#### 「あきたへ、あなたも、あしたから！！」

【AターンとはU・I・Jターンの総称です、AkitaへAll Turn】

Aターン希望者と県内企業とのマッチングを促進するため、「Aターン就職促進月間」はもとより県外の学卒面接会でもAターン相談を実施して登録者数の確保を図るほか、Aターン求人の開拓に取り組み、Aターン就職を促進する。

[目標設定]

Aターン就職者数 1,400人



#### 労働局が実施する業務

- ・ 県の雇用労働アドバイザー等と連携を密にし、訪問先事業所の重複を避ける等の工夫をこらし、効率的にハローワークにおける求人開拓、企業情報の収集を行う
- ・ 帰省時期におけるハローワークでのAターン相談窓口の開設によるAターン就職の促進を行う
- ・ 県外の学卒面接会でもAターン相談を実施して登録者数の確保を図り、Aターン就職を促進する



#### 県が実施する業務

- ・ Aターンプラザ秋田による職業相談、マッチング等の就職支援
- ・ Aターン就職面接会・相談会の開催
- ・ Aターン受入希望企業への登録者情報提供によるリクエスト制度の効果的な活用
- ・ 県内定住関連情報の提供
- ・ Aターン促進専門員、雇用労働アドバイザーによる支援



Aターン ロゴマーク



## 4 障害者の就職促進

本県の平成 26 年 6 月 1 日現在の民間企業における雇用障害者数は過去最高となったが、実雇用率は都道府県別で全国 39 位と低迷しており、実雇用率改善に向けて秋田県障害者雇用支援プロジェクトチームによる取り組みを確実に行うほか、約半数の企業が法定雇用率を達成していないことから、労働局とハローワーク、秋田県が連携して法定雇用率達成の取り組みを強化する。

また、障害者が自立して生き生きと暮らすことができるよう、障害者就業・生活支援センターを増設するほか、福祉・医療・教育等のネットワークを活用した地域の就労支援体制の強化を図る。

さらに、急増する精神障害・発達障害者等の求職者に対し、職業相談・職業紹介等、各種の雇用施策を効果的に実施していくため、障害特性に応じたきめ細かな支援を実施する。

### [目標設定]

本県民間企業の障害者実雇用率を平成 27 年全国平均以上とする



#### 労働局が実施する業務

- ・法定雇用率未達成の企業に対して、指導基準に基づいた厳正な指導を行い、実雇用率及び達成企業割合の向上を図り、併せて「秋田県障害者雇用支援プロジェクトチーム」による連携した事業の実施に取り組む
- ・就職を希望する障害者の障害特性や求職条件等を正確に把握し、きめ細かな職業相談、職業紹介、個別求人開拓を実施するとともに、多様な職業能力開発機会の提供に努める
- ・「トライアル雇用奨励金」やジョブコーチ支援、ハローワークと地域の関係機関との連携による「チーム支援」等により、就職促進と職場定着の促進を図る
- ・精神障害者については、精神障害者トータルサポーターによる相談体制の強化を図るとともに、医療機関等と連携した就労支援セミナー事業や「障害者トライアル雇用奨励金」等を効果的に活用し、精神障害者の特性に応じた雇用及び職場定着の促進を図る
- ・発達障害者については、発達障害者支援センター等と連携して、発達障害に対する理解をより一層促進するとともに、「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金」等の活用により雇用促進を図る
- ・障害者雇用促進のための税制上の優遇措置の活用促進を図る



### 県が実施する業務

- ・「秋田県障害者雇用支援プロジェクトチーム」による関係機関と連携した事業実施
- ・障害者雇用拡大に係る経済団体への要請、意識啓発
- ・障害者の職場実習を支援する事業の推進
- ・障害者の態様に応じた「職業訓練」の推進及び「職場適応訓練」の活用促進
- ・雇用労働アドバイザーによる障害者雇用の普及啓発及び求人要請
- ・「障害者雇用優良事業所」及び「優秀勤労障害者」の知事表彰による意識啓発
- ・障害者職業訓練コーディネーター及び障害者職業訓練コーチの配置
- ・障害者就業・生活支援センター未設置圏域解消による地域拠点の整備

厚生労働省  
秋田労働局 職業安定部  
TEL 018 (883) 0007  
〒010 - 0951  
秋田市山王三丁目1-7 東カンビル5階